

助成金交付までのスケジュール



①申請

- ・次に掲げるア～ウの書類を募集期間内に提出してください。
 - ア 奈良県奨学金返還支援事業助成対象候補者認定申請書【第1号様式】
 - イ 新規学卒者・既卒者採用計画書【第2号様式】
 - ウ 奨学金返還支援事業助成対象候補者の認定の申請に関する誓約事項（別紙）
- ・令和7年度中に、奨学金返還支援金の支給方法等について明確に定められた就業規則又は賃金規定等の写しを提出してください。

②認定

- ・県は提出書類を審査の上、助成対象候補者として認定し、通知文を送付します。

③採用活動

- ・支援対象従業員候補者となる学生・既卒者（令和9年度入社）を採用します。

④従業員の入社・定着

- ・③で採用した学生・既卒者の入社後、次に掲げるア～カの書類を令和9年5月31日までに提出してください。
 - ア 支援対象従業員候補者採用報告書【第3号様式】
 - イ 支援対象従業員候補者の雇用契約書又は雇い入れ通知書の写し
 - ウ 支援対象従業員候補者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - エ 支援対象従業員候補者の奨学金借入額がわかる書類の写し
 - オ 支援対象従業員候補者の卒業証明書の写し
 - カ 支援対象従業員候補者の勤務地がわかる書類（従業員名簿、組織図など）
- ・令和10年～12年の3年間、次に掲げるア～ウの書類を毎年5月31日までに提出してください。
 - ア 支援対象従業員候補者就業状況報告書【第4号様式】
 - イ 支援対象従業員候補者の賃金台帳等の写し（1か月分）
 - ウ 支援対象従業員候補者の勤務地がわかる書類（従業員名簿、組織図など）

⑤支援金を従業員に支給、または代理返還

- ・支援対象従業員に対し、就業規則や賃金規定などに基づき、奨学金返還支援金を支給します。
または、代理返還により日本学生支援機構に直接送金します。

⑥助成金交付

- ・奨学金返還支援金を支給した助成対象候補者からの申請に基づき、令和12年度に助成対象者として認定します。
- ・次に掲げるア～ウの書類を別に定める期日までに提出してください。
 - ア 奈良県奨学金返還支援事業補助金交付申請書【第7号様式】
 - イ 奈良県奨学金返還支援事業助成対象者実績報告書【第8号様式】
 - ウ 給与明細書や賃金台帳などの、奨学金返還支援金支給実績が分かる書類の写し
- ・県は提出書類を審査の上、助成対象者として認定し、通知文を送付します。

留意事項

- 「奈良県奨学金返還支援事業補助金交付要綱」及び「令和7年度奈良県奨学金返還支援事業助成対象候補者募集要項」を十分に確認のうえ、ご応募ください。
- 制度の詳細については、奈良県のホームページ（表面記載）でご確認ください。